

平成九年厚生省・通商産業省・運輸省令第四号

産業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第五十七条、第五十八条第一項（同法第六十五条第二項において準用する場合を含む。）及び第六十五条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、工業標準化法に基づく認定試験事業者等に関する省令を次のように定める。

（登録の区分）

第一条 産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号。以下「法」という。）第五十七条第一項の主務省令で定める試験方法の区分は、鉱工業品（法第二条第一項第一号の鉱工業品をいう。以下同じ。）又は電磁的記録（法第二条第一項第六号の電磁的記録をいう。以下同じ。）に係る日本産業規格に規定する試験方法とする。ただし、二以上の試験方法であつて、重要な部分において異なるもの（主務大臣が経済産業大臣である場合にあっては、告示で定めるものに限る。）は、一区分として扱うものとする。

（登録の申請）

第二条 法第五十七条第一項の登録の申請をしようとする者は、様式第一による申請書に次の書類を添えて、主務大臣（法第七十二条第三項及び第四項の規定により経済産業大臣が主務大臣となる場合にあっては、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）次項、次条及び第六条から第九条までにおいて同じ。）に提出しなければならない。

一 登記事項証明書又はこれに準ずるもの

二 次の事項を記載した書類

- イ 製品試験（法第三十条第三項の製品試験をいう。以下同じ。）又は電磁的記録試験（法第三十二条第四項の電磁的記録試験をいう。以下同じ。）（以下「製品試験等」という。）の事業の概要及び業務の実績
- ロ 製品試験等の事業以外の事業を行っている場合は、当該事業の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項
- ハ 製品試験等の事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別
- ニ 製品試験等の事業を行う施設の概要
- ホ 製品試験等の事業を行う組織に関する事項
- ヘ 製品試験等の事業の実施の方法に関する事項
- ト 製品試験等の事業に従事する者の氏名及び当該者が製品試験等の事業又はこれに類似する事業に従事した経験を有する場合は、その実績
- チ 電磁的記録試験の登録を受けようとする場合にあっては、登録を受けようとする第一条の区分において試験を実施する能力を有することを証する書類

2 登録試験事業者は、前項第二号（イを除く。）に掲げる事項に変更があつた場合は、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（登録証の交付）

第三条 主務大臣は、法第五十七条第一項の登録をしたときは、当該登録をした試験所に係る試験事業者に、同条第三項各号に掲げる事項を記載した登録証を交付するものとする。

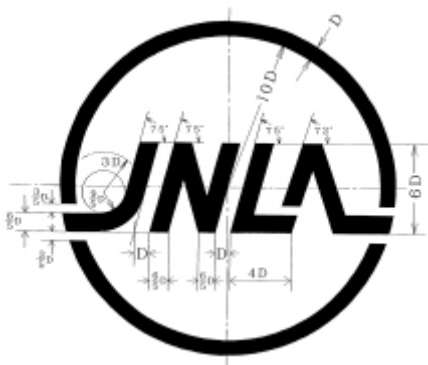
（証明書の記載事項）

第四条 法第五十八条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 証明書の発行番号、頁及び発行年月日
 - 二 証明書を発行した者の氏名又は名称及び住所
 - 三 製品試験等を依頼した者の氏名又は名称及び住所
 - 四 製品試験等を行った鉱工業品又は電磁的記録の名称、識別、特徴及び状態
 - 五 製品試験等により得られた結果及びその結果に付随する情報
 - 六 製品試験等の方法及びそれに付随する情報並びに当該方法が定められている日本産業規格の番号
 - 七 製品試験を行った鉱工業品が、受領から証明書の発行までの時間の経過に伴って形質に変化を起し、製品試験により得られた結果に影響を与える蓋然性が高い場合にあっては、当該鉱工業品の受領年月日及び実施年月日
- 2 前項の証明書は、証明書の発行業務を執行する役員又は職員が作成し、当該役員又は職員が役職名を記載した上で記名押印又は署名をしなければならない。

（証明書に付する標章）

第五条 法第五十八条第一項の主務省令で定める標章は、次のとおりとする。



（登録の更新の申請）

第六条 登録試験事業者は、法第五十九条第一項の登録の更新を受けようとするときは、現に受けている登録の有効期間が満了する日の五月前までに、様式第一による申請書に第二条第一項各号に掲げる書類（同項第二号イに掲げる事項を除く。）を添えて、主務大臣に提出しなければならない。ただし、既に主務大臣に提出している同項各号の書類の内容に変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

（事業承継の届出）

第七条 法第六十条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第二による届出書を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該者は、その譲り受けた登録証を返納しなければならない。

2 前項の場合において、主務大臣は、新たな登録証を作成し、当該届出をした者に対し、交付するものとする。

(事業廃止の届出)

第八条 法第六十一条の規定による届出をしようとする登録試験事業者は、様式第三による届出書を主務大臣に提出するとともに、その所持する登録証を返納しなければならない。

(登録証の返納)

第九条 登録試験事業者は、法第六十三条の規定により登録が取り消されたときは、遅滞なく、その登録証を主務大臣に返納しなければならない。

(立入検査の証票)

第十条 法第六十四条第二項において準用する法第二十九条第二項に規定する証票は、様式第四とする。

2 法第七十三条の規定により法第六十四条第一項の規定による立入検査の際に機構の職員が携帯すべき証票は、様式第五とする。

(電子情報処理組織による手続の特例)

第十一条 主務大臣が経済産業大臣となる場合にあっては、この省令の規定により機構に提出すべき申請書、届出書その他の書類（第二条第一項第一号の書類、第七条及び第八条の登録証、様式第二中の地位を承継した事実を証する書面並びに次条第一項及び第三項の書面等を除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）の提出について電子情報処理組織（機構の使用に係る電子計算機（以下「機構用電子計算機」という。）と、この省令の規定による提出を行う者の使用に係る電子計算機（以下「提出用電子計算機」という。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われたこの省令の規定による提出は、機構用電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に機構に到達したものとみなす。

3 この省令の規定により機構に提出をしようとする者が、電子情報処理組織を使用してこの省令の規定による提出を行うときは、この省令の規定にかかわらず、機構用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な提出様式に記録すべき事項を提出用電子計算機（経済産業大臣が告示で定める基準に適合するものに限る。）から入力しなければならない。

(識別番号等の通知)

第十二条 電子情報処理組織を使用して前条の規定による提出をしようとする者は、あらかじめ、経済産業大臣が告示で定める様式による書面及び事実を証する書類（以下この条において「書面等」という。）を機構に提出しなければならない。

2 機構は、書面等を受領したときは、当該書面等を提出した者に識別番号及び暗証番号を通知するものとする。

3 書面等を提出した者は、提出した事項に変更があったとき又は電子情報処理組織の使用を廃止したときは、遅滞なく、書面等を機構に提出しなければならない。

4 機構は、書面等を提出した者が電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないと認めるときは、電子情報処理組織の使用を停止することができる。

(準用)

第十三条 第二条から第九条まで並びに第十一条及び第十二条の規定は、登録外国試験事業者に準用する。この場合において、第二条第一項及び第三条中「法第五十七条第一項」とあるのは「法第六十六条第一項」と、第四条及び第五条中「法第五十八条第一項」とあるのは「法第六十六条第二項において準用する法第五十八条第一項」と、第六条中「法第五十九条第一項」とあるのは「法第六十六条第二項において準用する法第五十九条第一項」と、第七条中「法第六十条第二項」とあるのは「法第六十六条第二項において準用する法第六十条第二項」と、第八条中「法第六十一条」とあるのは「法第六十六条第二項において準用する法第六十一条」と、第九条中「法第六十三条」とあるのは「法第六十六条第三項」と読み替えるものとする。

附 則

この省令は、工業標準化法の一部を改正する法律（平成九年法律第六号）の施行の日（平成九年九月二十六日）から施行する。

附 則（平成一二年一月二九日厚生省・通商産業省・運輸省令第四号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一三年三月二七日厚生労働省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年九月二二日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則（平成一七年三月七日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号）

この省令は、不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則（平成一七年六月一五日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一〇号）

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則（令和元年七月一日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第五号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。ただし、第十一条及び第十二条の改正規定は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年一二月二八日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号）

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令様式第十四及び電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令様式第三を除く。次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記

様式第1（第2条第1項、第6条及び第13条関係）

様式第1（第2条第1項、第6条及び第13条関係）

登録（登録の更新）申請書

年 月 日

殿

住所

申請者の氏名又は名称及び法人
にあつてはその代表者の氏名

産業標準化法第57条第1項（第59条第1項、第66条第1項又は第66条第2項において準用する同法第59条第1項）の規定に基づき、下記のとおり（外国）試験事業者の試験所の登録（登録の更新）を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。

記

登録（登録の更新）を受けようとする試験法の区分	試験方法の区分の名称 製品試験等に係る日本の産業規格の番号、項目番号及び記号	
登録（登録の更新）を受けようとする試験所	ふりがな 名称	
	ふりがな 所在地（郵便番号）	
	電話番号	
関連する事務所	名称及び所在地	
別紙書類一覧	産業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第2条第1項各号 1 登記事項証明書又はこれに準ずるもの（第1号） 2 製品試験等の事業の概要及び業務の実績（第2号イ） 3 製品試験等の事業以外の事業を行っている場合は、当該事業の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項（第2号ロ） 4 製品試験等の事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別	

(第2号ハ)
 5 製品試験等の事業を行う施設の概要(第2号ニ)
 6 製品試験等の事業を行う組織に関する事項(第2
 号ホ)
 7 製品試験等の事業の実施の方法に関する事項(第
 2号ヘ)
 8 製品試験等の事業に従事する者の氏名及び当該者
 が製品試験等の事業又はこれに類似する事業に従事
 9 した経験を有する場合は、その実績(第2号ト)に
 いては、登録を受ける場合において
 った試験、登録を受ける能力を有する
 (第2号チ)

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格に定める A
 4 とすること。
- 2 法人にあっては、申請書の末尾に、法人番号
 (行政手続における特定の個人を識別するための
 番号の利用等に関する法律(平成25年法律第2
 7号)第2条第15項に規定する法人番号が
 場合に限る。)を記載すること。
- 3 「試験方法の区分の名称」の欄は、鉱工業品又
 は電磁的記録に係る日本産業規格に規定する試験方
 法名称を記入する。ただし、2以上の試験方
 法として主務大臣が定めた区分の名称がある
 場合は、その区分の名称を記入すること。
- 4 「製品試験等に係る日本産業規格の番号、項目
 番号及び記号」の欄は、該当する日本産業規格の更
 番号、項目番号及び記号のうち登録又は登録の更
 新登録又は登録の更新を受けようとする区
 分が2以上ある場合は、別紙に記載する旨
 添付すること。
- 5 「関連する事務所」の欄は、2以上の事務所にて
 おいて一連の試験の業務を実施する場合に
 試験証明書を発行する業務以外
 の業務を執行する事務所を記入すること。
- 6 登録の更新の申請において、既に主務大臣に提
 出し添付する資料の内容に変更がない場合は、「別
 紙の添付を省略する」として、別紙を
 記載すること。また、登録の更新の申請の際に、
 登録又は登録の更新の申請の額等を用いて、
 5条第3項又は、その旨を標準化
 する場場合に、10産業に
 の手数の額の計
- 7 登録又は登録の更新の申請の額等を用いて、
 5条第3項又は、その旨を標準化
 する場場合に、10産業に
 の手数の額の計

加し、添付する書類を「別紙書類一覧」の欄に具体的に記載すること。

様式第2（第7条及び第13条関係）

事業承継届出書

年 月 日

殿

住所
届出者の氏名又は名称及び法人
にあつてはその代表者の氏名

下記のとおり登録を受けた試験所に係る登録（登録外国）試験事業者の地位を承継したので、産業標準化法第60条第2項（第66条第2項において準用する同法第60条第2項）の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。

記

被承継人	氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名	
	住所	
承継された試験所	名称	
	所在地（郵便番号）	
被承継人の登録（登録外国）試験事業者の試験所の登録番号及び登録を受けている試験方法の区分		
承継後の試験所	ふりがな	
	名称	
	電話番号	
承継の期日		
承継の理由		

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とすること。

2 法人にあつては、申請書の末尾に、法人番号

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号がある場合に限る。)を記載すること。

- 3 「承継後の試験所」の欄は、試験所の名称等を変更した場合に記入すること。
 - 4 地位を承継した事実を証する書面及び譲り受けた登録証を添付すること。
-

様式第3（第8条及び第13条関係）

事業廃止届出書

年 月 日

殿

住所

届出者の氏名又は名称及び法人
にあつてはその代表者の氏名

下記のとおり登録を受けた試験所に係る事業を廃止したので、産業標準化法第61条（第66条第2項において準用する同法第61条）の規定により、届け出ます。

記

事業を廃止した 試験所	名称	
	所在地（郵便 番号）	
登録（登録外国） 試験事業者の 試験所の登録番 号及び登録を受 けている試験方 法の区分		
廃止の期日		
廃止の理由		

- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とすること。
- 2 事業を廃止した試験所に係る登録証を添付すること。

様式第4（第10条第1項関係）

表 面	
6 センチ メー トル	8 センチメートル
	第 号
	産業標準化法第64条第1項の規定による立 入検査を行う職員の身分証明書
	3 センチメートル
4 センチ メー トル	写 真
	職 名 氏 名
	押 出 ス タ ン プ
	年 月 日 生 年 月 日 発行
	主 務 大 臣 印

裏 面	
産業標準化法（昭和24年法律第185号） （抄）	
第29条	2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
3	第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第64条	主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、登録試験事業者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に登録試験事業者の事務所に立ち入り、その業務に関し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
2	第29条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
第80条	次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
二	第29条第1項、第35条第1項から第4

項まで、第54条第1項若しくは第64条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第5（第10条第2項関係）

表 面	
8 センチメートル	
第 号	
産業標準化法第64条第1項及び第73条の 規定による立入検査を行う独立行政法人製品 評価技術基盤機構の職員の身分証明書	
6 センチ メートル	3 センチメートル
4 センチ メートル	写 真
	所 属 氏 名
	押 出 年 月 日 生 ス タ 年 月 日 発 行 ン プ 独立行政法人
	製品評価技術基盤機構理事長 印

裏 面	
産業標準化法（昭和24年法律第185号） （抄）	
第29条	2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
3	第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第64条	主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、登録試験事業者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に登録試験事業者の事務所に立ち入り、その業務に関し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
2	第29条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
第73条	主務大臣（前条第3項及び第4項の規定により経済産業大臣が主務大臣となる場合に

限る。次条かから第76条までにおいて同じ。)
 は、機構に、第5条第1項(第6条第1項の登録の更新に
 務、用する場、第6条第2項及び第6条第1項の登録の更
 準務、第6条第6項の規定による届出登録の受理に
 事務規定を)の規定による事務、第3項の登録の取
 含む。第6条第4項の事務、同条第3項の登録の取
 、第6条第4項の事務、同条第3項の登録の取
 及び立入検査に徴収する事務、並びに同条第6項の
 録に消しに徴収する事務、並びに同条第6項の
 の取消しに徴収する事務、並びに同条第6項の
 る報告検査に徴収する事務、並びに同条第6項の
 よる係るも次の各号の罰金に処する。第1項若し
 に係るも次の各号の罰金に処する。第1項若し
 第80万円で、第5条第4項又は第6条第1項の規
 二第29条第5項、第4項又は第6条第1項の規
 項までの規定し、妨げ、若し
 1項の報告し、妨げ、若し
 の報告し、妨げ、若し
 拒み、妨げ、若し